



(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく地域住民の安否を見守る活動により知りえた秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲が第3条第1項の通報を行った場合に、甲を特定することができる事項を、甲の事前の了承を得ることなく第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、当該期間は、更に2年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

社名

代表者氏名

ⓐ

乙 市川市八幡1丁目1番1号

市川市

代表者 市長 村 越 祐 民

ⓐ